

令和4年度住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。
- ただし、既に令和3年度の臨時特別給付金の給付を受けた世帯や給付の対象となった世帯は、令和4年度の臨時特別給付金の対象とはなりません。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

佐井村が確認書(または申請書)を受理した日から30日以内が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

返送が必要です

佐井村から確認書が届きます

令和4年6月1日時点で住民登録があり対象となる世帯には確認書を送付します。

※発行日から3か月以内に返送してください。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限：令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書配布先】佐井村役場 住民生活課

※ 佐井村ホームページからダウンロードすることもできます。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

※ 以下に該当する場合は、本給付金の**支給対象外**となります。

- 令和3年度の住民税均等割非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給対象となった世帯
- 支給を受けた世帯の世帯主であった方を含む世帯

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

(1) **世帯の全ての方が**、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、基準日(令和4年6月1日)時点で佐井村にお住まいの場合、佐井村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、佐井村に **返送してください**。



【確認事項】

- ・ 支給要件等の確認、記入漏れ
- ・ 振込先口座番号の確認

(2) 世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合

- 佐井村が転入前の市区町村の課税情報を確認し、住民税非課税世帯であれば、佐井村から「確認書」を送付します。
- 上記確認事項を確認して、佐井村に **返送してください**。

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、申請時にお住まいの市区町村に、ご提出ください。



※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（佐井村の場合）単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合137.8万円以下

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00（土日祝、12/29~1/3を除く）

佐井村役場 住民生活課

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口

0175-38-2111（内線）40

受付時間 平日8:15~17:00